

非常災害対策計画  
および避難確保計画

令和4年3月改定

放課後等デイサービス tuna  
(NPO 法人市民活動サークルえん)

施設名 放課後等デイサービス tuna  
所在地 奈良県生駒市東新町 4-23 第一ビル 301  
電話番号 0743-71-7701 FAX 番号 0743-71-7702  
メールアドレス tuna@circle-en.info

## 1. 本計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項、土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律第8条の2第1項の法律に基づくものであり、本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保と平常時からの防災体制の整備を図ることを目的とする。

## 2. 本計画の報告

この計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、法律に基づき遅滞なく当該計画を生駒市長へ報告する。

## 3. 本計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する下表全ての者に適用するものとする。

種別	昼間	夜間	休日
利用者数	15人	0人	15人
施設職員	5人	0人	5人
備考	最大人数を記載		

## 4. 施設の立地条件

### (1) 施設立地場所の地形等

当事業所は、県道104号線東新町交差点の南西角に位置し、同交差点東側には竜田川(幅約10m程度)が流れている。

### (2) 災害危険区域等の該当の有無

災害危険区域等	該当の有無	区域等の名称
洪水浸水想定地域	有	生駒市東新町 想定水深0.5m未滿
土砂災害警戒区域	無	
土砂災害特別警戒区域	無	

### (3) 予想される災害の危険性

火災、浸水、断層型地震、土砂災害

### 5-1. 防災体制（洪水）

本施設は、0.5m以上の浸水が想定される対象河川が

■	ある
□	ない

#### (1) 対象となる河川について

本施設において、0.5m以上の浸水が想定される対象となる河川及び水位観測所における各基準水位は以下のとおり。

対象となる河川	想定される浸水深(m)	河川名	河川管理者	水位観測所名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
■		竜田川	河川課 郡山土木事務所	一分	1.00	1.80	1.80	2.10

「対象となる河川」の各基準水位において、生駒市からの避難情報が発令される判断基準は以下のとおり。



#### (2) 防災体制等について

体制	体制確立の時期	活動内容	対応要員
注意体制	≪奈良地方気象台からの情報≫ ■「生駒市」に洪水注意報が発表 □「生駒市」に大雨注意報が発表 □台風の接近が予想される場合	■気象情報の収集 ■河川水位情報の収集	管理者
	≪河川管理者からの情報≫ □「対象となる川」に氾濫注意情報が発表		
警戒体制	≪奈良地方気象台からの情報≫ □「生駒市」に大雨警報（浸水害）が発表 □「生駒市」に洪水警報が発表	■気象情報の収集 ■河川水位情報の収集 ■避難情報の収集 ■要配慮者の避難誘導 □使用する資器材の準備 ■関係者（保護者）への連絡 ■二次被害危険性のある資器材の撤去	管理者 現場スタッフ
	≪河川管理者からの情報≫ □「対象となる河川」に氾濫警戒情報が発表		
	≪生駒市からの情報≫ ■「対象となる河川」に高齢者等避難が発令		

非常体制	≪河川管理者からの情報≫ <input type="checkbox"/> 「対象となる河川」に氾濫危険情報が発表	<input checked="" type="checkbox"/> 気象情報の収集 <input checked="" type="checkbox"/> 河川水位情報の収集 <input checked="" type="checkbox"/> 避難情報の収集 <input checked="" type="checkbox"/> 施設内全体の避難誘導	事務局 現場スタッフ
	≪生駒市からの情報≫ <input checked="" type="checkbox"/> 「対象となる河川」に避難勧告または避難指示(緊急)が発令		

## 5-2. 防災体制(土砂災害)

本施設は、土砂災害計画委域内に

<input type="checkbox"/>	ある
<input checked="" type="checkbox"/>	ない

### (1) 対象となる土砂災害について

本施設において、土砂災害が発生するおそれがある種別および現象は以下のとおり。

対象となる土砂災害	土砂災害の種別	現象
<input type="checkbox"/>	がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	 <p>地中にしみ込んだ水分により急な斜面が突然崩れ落ちる現象</p>
<input type="checkbox"/>	土石流	 <p>長雨や集中豪雨等により山や川の石と砂が水と一体となり一気に下流へ押し流される現象</p>
<input type="checkbox"/>	地すべり	 <p>大雨や長雨等により雨水が地面にしみ込み、地面が広い範囲でゆっくりと動き出す現象</p>

(2) 防災体制等について

防災情報及び防災体制確立の判断基準は以下のとおりとする。

体制	体制確立の時期	活動内容	対応要員
注意体制	≪奈良地方気象台からの情報≫ ■「生駒市」に大雨注意報が発表 □台風の接近が予想される場合	■気象情報の収集	管理者
警戒体制	≪奈良地方気象台からの情報≫ □「生駒市」に大雨警報(土砂災害)が発表	■気象情報の収集 ■避難情報の収集 ■要配慮者の避難誘導 □使用する資器材の準備 ■関係者(保護者)への連絡 ■二次被害危険性のある資器材の撤去	管理者 現場スタッフ
	≪生駒市からの情報≫ ■土砂災害に対する避難準備・高齢者等避難開始が発令		
非常体制	≪奈良県・奈良管区気象台からの情報≫ □「生駒市」に土砂災害警戒情報が発表	■気象情報の収集 ■避難情報の収集 ■施設内全体の避難誘導	管理者 現場スタッフ
	≪生駒市からの情報≫ ■土砂災害に対する避難勧告または避難指示(緊急)が発令		

6. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集について

各防災情報の収集方法は以下のとおりとする。

種別/種類	収集方法
≪奈良地方気象台からの情報≫	
[気象予報] ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雨警報(浸水害・土砂災害) ・洪水警報 ・土砂災害警戒情報 ・特別警報	■ラジオ ■ホームページ ■登録制メール又はアプリ ■緊急速報メール(土砂災害警戒情報、特別警報のみ)
≪河川管理者からの情報≫	
[洪水予報] ・氾濫注意情報 ・氾濫警戒情報 ・氾濫危険情報	■ラジオ ■ホームページ ■登録制メール又はアプリ ■緊急速報メール

<<生駒市からの情報>>	
[避難情報] ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示(緊急) ・避難所開設情報	■ラジオ ■ホームページ ■登録制メール又はアプリ ■緊急速報メール ■防災ツイッター ■防災行政無線(屋外拡張期)

## 7. 災害時の連絡先及び通信手段の確認

気象情報・洪水予報・避難情報など施設内の緊急連絡網に基づき関係者や施設利用者と情報共有を図る。

### (1) 職員の連絡先

基本、職員のグループLINEにて連絡を行う。

役職等	氏名	住所	参集時間
管理者	中野真一	奈良市	車 30分
現場スタッフ(常勤職員)	田畑尚哉	山野辺郡山添村	車 60分
現場スタッフ(パート)	竹中京子	生駒市	徒歩 20分
現場スタッフ(パート)	佐野郁美	生駒市	自転車 10分
現場スタッフ(パート)	坂本由佳	生駒市	自転車 10分

### (2) 利用者情報(家族の連絡先)

kintone 利用者管理アプリにて管理

事業所専用携帯端末にて、LINE もしくは電話にて連絡する。

### (3) 自治体等の連絡先

- ①生駒市消防本部 TEL:0743-73-0119
- ②生駒警察署 TEL:0743-74-0110
- ③生駒市障がい福祉課 TEL:0743-74-1111 FAX:0743-74-1600
- ④生駒市防災安全課 TEL:0743-74-1111 FAX:0743-74-9100
- ⑤奈良県障害福祉課自立支援・養育係  
TEL:0742-27-8513 FAX:0742-22-1814

### (4) ライフライン管理会社等の連絡先

- ①電気 ハルエネでんき TEL:0570-001-296
- ②水道 アーバンハウス TEL:0743-75-4323 FAX:0743-75-4423
- ③電話・インターネット 東名オフィス光 TEL:0120-119-116

7. 避難を開始する時期、判断基準

(1) 自治体から発令される3種類の避難情報

避難情報の種別	状況
高齢者等避難	災害による人的被害が予想されるときに、避難行動のための準備や要配慮者の早めの避難を呼びかけるために発令。
避難指示	災害が発生する危険性が高まり、避難行動を開始しなければならない段階で発令。
緊急安全確保	災害が発生する可能性が非常に高く、危険が目前に迫っている状態、または災害が既に発生している段階で発令。

(2) 避難を開始する時期、判断基準

- ①「高齢者等避難」が発令されたとき
- ②「高齢者等避難」が発令されていなくても、身の危険を感じる時
- ③大雨・洪水警報が発表されたとき
- ④震度5以上の地震が発生したとき
- ⑤上記①～③の場合でも、外へ出ることが危険であると判断した場合は、避難を開始せずに事業所内にて待機する。

8. 避難場所

災害の種類	地震	水害・土砂災害	火災
避難場所	生駒小学校校庭	事業所内待機もしくはセイセイビル	第2駐車場
所要時間	徒歩5分	※セイセイビル 徒歩5分	徒歩2分
距離	A:413m B:651m	※セイセイビル 466m	50m

9. 避難経路

(1) 避難場所への避難経路

生駒小学校



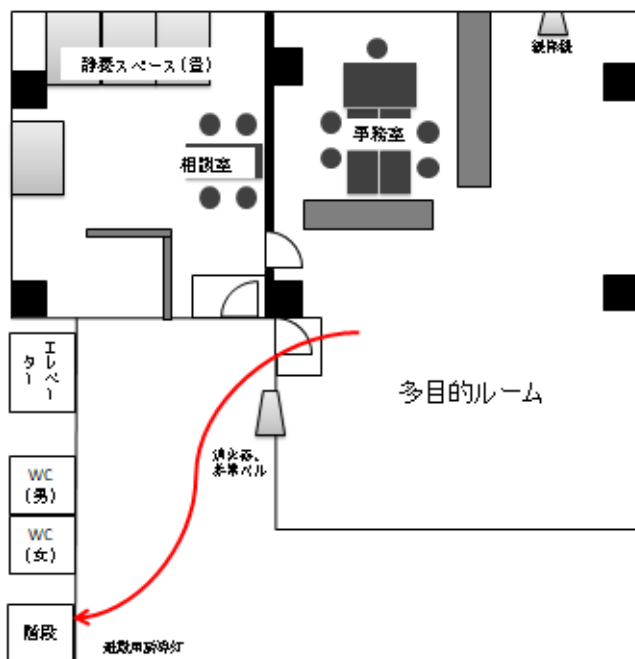
セイセイビル



第2駐車場(中井パーキング)



(2) 施設内の避難経路



事業所内にて避難する場合は  
多目的ルームにて待機する



## 10. 避難及び対処方法

### (1) 地震

- ①まず、出入り口のドアを全て開け、逃げ場を確保。
- ②窓際から離れていて、かつ棚等の什器の無いところに、椅子を頭にかぶってしゃがんだ状態で、揺れが収まるまでじっとする。
  - ※長机を出している状態の場合は、机の下に隠れるのも可。
  - ※ただし、ストッパーが解除されたままの状態だと、揺れて机が移動する可能性があるため、ストッパーをかけた上で机の脚をしっかり持つておく。
- ③揺れが収まってから、避難所へ移動。
- ④下に降りる際は、階段を利用する。崩壊等で階段が使えない場合は、室内の安全なところで一旦待機。ただし、建物の崩壊の可能性が高いため、緩降機を使用して脱出した方が望ましい（現場の状況を見て判断する）。
- ⑤車椅子の利用者が居る場合は、4名で車椅子ごと抱えて降りるか、1名が利用者をおぶり、もう1名が後方からサポート。他1~2名で車椅子を折りたたんで持って降りる。
- ⑥利用者を預かっている場合は、皆の安全を確保でき次第、保護者に連絡を入れる。

#### 《避難場所について》

距離的には、生駒小学校が近い。橋が崩落していなければ、そちらに避難する。

#### 【参考】

- ・生駒小学校:tuna から最短約413m。高架(階段)を上がるルート。上り坂あり。
- ・セイセイビル:tuna から約466m。高架をくぐるルート。上り坂あり。

### (2) 火災

- ①ボヤ程度なら消火器で対応可。炎が天井に達している場合は手遅れなので、窓やドアを閉める等、なるべくその部屋の空気を遮断し、速やかに外へ避難する。
- ②避難は階段で行う。エレベーターは使用しない。階段が火災で使用できない場合は、緩降機を使用する。
- ③煙が出ている場合は、鼻と口にハンカチ(布)を当てながらなるべく姿勢を低くして移動する。
- ④利用者を預かっている場合は、皆の安全を確保でき次第、保護者に連絡を入れる。

#### 《避難場所について》

tuna 第2駐車場(中井パーキング):tuna から約50m。

### (3) 洪水

- ①利用者を預かっている場合は、保護者に連絡を入れた上で消防の救出が来るまで室内にて待機する。

## 11. 災害時の人員体制、指揮系統

### (1) 災害時の参集

#### 職員参集基準

参集体制	参集基準	対象職員
警戒参集体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき ②施設所在市町村内で震度5弱の地震が発生したとき	・統括責任者及び管理者は施設に出勤すること
非常参集体制	①地域に相当規模の災害の発生が予想され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③施設所在市町村内で震度5以上の地震が発生したとき ④その他、総括責任者が必要と認めるとき	・統括責任者及び管理者は施設に出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

### (2) 役割分担

統括責任者	役割	主担当	代理・サポート	任務
代表理事 磯野 太郎	情報連絡	管理者	常勤職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象や災害の情報収集</li> <li>・職員への連絡、職員や職員家族の安否確認</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・利用者家族への連絡</li> <li>・避難状況の取りまとめ</li> <li>・地域住民、ボランティア団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請と活動内容の調整</li> </ul>
	消火・避難ルート確保	常勤職員	管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火元の点検、ガス漏れの有無を確認</li> <li>・発火の防止と発火の際の初期消火</li> <li>・避難ルートの確認と確保</li> <li>・緩降機の準備</li> </ul>
	救護・応急物資準備	その日出勤のパート職員A	その日出勤のパート職員B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の救出及び安全な場所への移動</li> <li>・応急手当及び病院などへの移送</li> <li>・食料、飲料水などの確保</li> <li>・炊き出し、飲料水の供給</li> </ul>
	避難誘導	常勤職員	その日出勤のパート職員全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安否確認</li> <li>・施設、設備の被害状況確認</li> <li>・利用者への状況説明・避難誘導</li> <li>・利用者の避難介助・家族への引き渡し</li> </ul>

### (3) 避難に必要な職員数

避難誘導 2名（※車いす利用者が居る場合は3名）

情報連絡 1名

12. 食料、防災資機材等の備蓄

分類	品名	数量	蓄積根拠
食料・日用品等	水	24~720	120×2~6本
	非常食	適量	お菓子、缶詰、調味料等
	鍋・調理器具	適量	
	食器類	適量	
	カセットコンロ	1個	
	バケツ(生活用水)	2個	
	救急セット	1セット	
	タオル類	適量	
	ティッシュ	5箱~	
	ウエットティッシュ	適量	
	マスク	適量	
	ラップ	適量	
	体温計	2本	
	消毒液	適量	
	着替え	適量	
情報機器	ラジオ	1個	※スマホアプリで代用
	メガホン	1個	
	携帯電話(充電器含む)	1台	
照明	懐中電灯	1本	
	電池	適量	
用具 運搬	キャスター付き事務椅子	5台	
暖房資機材	ブランケット	3枚	
	携帯カイロ	適量	
	ビニール袋	適量	
	新聞紙	適量	
作業機材	工具セット	1セット	
	軍手	適量	
	ジャッキ(1m)	1台	
避難用具	地図(ハザードマップ)	1枚	
	筆記用具	適量	
	ライター	1本	
	笛	1個	
	ナイフ	2本	
	ガムテープ	適量	
	布団	2枚	※タオルケット
	ゴザ	1枚	

## 12. 防災教育及び訓練の実施

火災、地震、水害、土砂災害を想定した訓練等を以下の通り実施する。

訓練の種別・参加者	訓練内容	実施時期
防災教育 管理者、現場スタッフ、 利用者、保護者	本施設に係る災害について、勉強会を開催し、防災に関する知識と意識の向上を図る。	不定期実施(年4~6回)
情報伝達訓練 管理者、現場スタッフ	施設に係る災害について、防災情報の伝達訓練を行い、防災情報の共有及び避難の指示等の円滑な情報伝達の向上を図る。	年1回実施
避難訓練 管理者、現場スタッフ	本施設に係る災害について、災害の危険性が高まった場合を想定し、円滑な避難行動の向上を図る。	年1回実施 ※ただし、簡易的なものを 防災教育時に実施

### 避難訓練の内容

- (1) 避難目標時間内に迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (2) 防災マップ及び施設内の避難経路のとおり迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (3) 災害時における役割分担表のとおり迅速な対応ができるかどうかの検証を行う。
- (4) 職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- (5) 訓練用消火器を使用した初期消火の訓練を行う。